



くりお のりこ
栗尾典子議員



笠岡市における消防団の
在り方について問う

質 消防団は消防活動だけでなく、今後、各地域でまちづくりの核となる人材である。今の運営費はとも少なくなくてやっていけないと聞く。新たな予算付けはできないか。

答 一人当たり1500円×人数分を分団へ支給している。公金であるので、しっかり説明できるものを分団運営費で賄っている。

質 非常備消防の事務を危機管理部に移管できないのか。

答 本市の事務分掌で消防団に関することは危機管理部へ移管されている。事務分掌のとおりにするのが適切ではないかと考えている。

認知症について問う

質 認知症の気付きのチェックリスト等を配布できないか。また、かかりつけ医において自己負担なしで簡易検査を受け、認知機能低下の疑いがあれば専門医で精密検査を受ける。また、包括支援センターとも連携して、その後のフォローに必要な支援につなげていくという、65歳以上を対象とした年1回の物忘れ検診はできないか。

答 今後検討したい。

質 介護職員支援補助金や奨学金の返還金補助の制度はできないか。

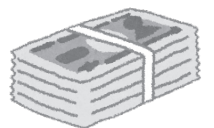
答 現在は無いが、検討したい。

質 本市のより穏やかなまちづくりを推進していくために、認知症に関する条例の制定はできないか。

答 条例の制定に向けて考える。



ふじいよしあき
藤井義明議員



干拓土地代延滞金1億円以上
市長独断専行で免除

質 債権（笠岡湾干拓事業負担金延滞金）の滞納額は2億円以上、滞納者の総人数は8人、その内、執行停止（支払免除）した方は4人、不納欠損した金額については回答がないが、1億円以上になるかと思う。滞納者8人を元金完納者とするのでない者に分け、元金完納者を過去に例がない、即時不納欠損（延滞金免除）処理を決定したという事実があるということは間違いないか。

答 滞納処分を執行停止には要件があり、「滞納処分をすることができ、あるいは滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」という規定によって、まずは判断している。

質 平成29年には取立てにより、干拓の土地を売却し、離農した方もいる。今回、支払いを免除した4人の中には、差し押さえられた干拓の土地が解除された方や、毎年分納で支払っている方もいる。支払う能力があるにも関わらず、3年後に支払免除とは、公平性に欠けているのではないか。市長の考えを尋ねる。

答 間違いない。

質 滞納処分をする中で、元金を払ってあるが、なかるうが、法律に区別はない。市長が勝手に決めたことなのだろうが、不納欠損をすると決めた根拠を尋ねる。

答 詳しいことはわからない。

